

## 鹿児島県福祉サービス第三者評価事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「福祉サービス第三者評価事業に関する基本方針」(平成17年3月31日策定)に基づき、福祉サービス第三者評価事業(以下「第三者評価事業」という。)を推進することにより、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること、及び、評価結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資するための情報提供を行うことを目的とする。

### (推進組織の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、第三者評価事業に係る評価機関の認証、評価結果の公表、評価事業の啓発等を行う推進組織(以下「県推進組織」という。)は、鹿児島県とする。

### (定義)

第3条 この要綱(要綱を受けて定める各種規程を含む。)において使用する用語の意味は、次のとおりである。

#### (1) 事業者

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を営み、福祉サービスを提供する社会福祉法人、市町村、株式会社、特定非営利活動法人等

#### (2) 福祉サービス第三者評価事業

社会福祉事業の経営者の提供するサービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価すること

#### (3) 評価機関

県の認証を得て、この要綱に基づいて福祉サービスの質について評価を行う、当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な法人格を有する第三者機関

#### (4) 評価業務

事業者の提供する福祉サービスの質について、評価機関が書面調査及び訪問調査等の手法により、評価基準に基づき評価する業務

#### (5) 評価調査者

県が定めた資格基準を満たし、かつ、評価調査者養成研修を修了した者で、評価機関に所属し、評価業務を行う者

### (業務)

第4条 県は、県推進組織として次の業務を行う。

(1) 第三者評価機関の認証に関すること。

(2) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること。

(3) 第三者評価結果の取扱いに関すること。

(4) 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること。

(5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること。

(6) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること。

(7) その他第三者評価事業の推進に関すること。

2 県は、必要に応じて業務の一部を他の団体に委託することができる。

(委員会の設置)

第5条 県は、第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、「鹿児島県福祉サービス第三者評価推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置し、その意見を踏まえ、同事業を推進する。

2 推進委員会に関する事項については、別に定める。

3 県は、事業推進の上で必要な場合は、推進委員会とは別に必要な委員会を設置することができる。

(第三者評価機関の認証)

第6条 県は、評価機関として認証を受けようとする法人の代表者からの申請を受け、別に定める認証基準に基づく審査を行い、要件を満たす場合には認証を行う。

(第三者評価基準及び評価の方法)

第7条 県は、評価機関が適切に評価業務を実施し、また第三者評価事業を統一かつ効果的に実施するため、評価の基準及び方法を定める。

(第三者評価結果の取扱い)

第8条 県は、評価機関の実施した評価結果の公表基準を作成するとともに、これに基づき評価結果を公表し、利用者の適切なサービス選択を実現するよう努めるものとする。

(評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修)

第9条 県は、評価機関の評価業務を担当する評価調査者の養成とその資質の向上を図るため、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修のカリキュラムを作成するとともに、研修を実施する。

2 前項の研修の講師は、原則として、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者が行うものとする。

(第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発)

第10条 県は、第三者評価事業に関する事項及び認証した評価機関に関する事項について、情報公開を行うものとする。

2 県は、関係機関及び関係団体と協力し、第三者評価事業に対する理解及び受審の促進に向けた普及・啓発を行うものとする。

(第三者評価事業に関する苦情等への対応)

第11条 県は、第三者評価事業に対する苦情等に対して、適切に対応するものとする。

(その他第三者評価事業の推進)

第12条 県は、認証した第三者評価機関との定期的な情報交換を行う等、第三者評価事業の推進に関する業務を行う。

2 県は、社会福祉法人全国社会福祉協議会に対し、事業の実施状況等必要な報告を行う。

(庶務)

第13条 県推進組織の事務局を、社会福祉課に置く。

2 県推進組織の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第14条 この要綱の実施に関して必要な事項については別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成17年9月7日から施行する。